

京都市消防局訓令乙第20号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員分限取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

第1条中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)

京都市交通局管理規程 2-0 (京都市交通局事務処理規程) の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第2条第1項中

「企画総務部 総務課 を 企画総務部 総務課 に改め、同条第
企画課 」
」

2項を次のように改める。

2 前項のほか、市バス系統改革プロジェクトチームを編成する。

第3条第3項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる係長を置く。

企画総務部	総務課	庶務係長 文書広報係長 事業推進係長 広告係長
	企画課	企画係長

第8条総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 無料乗車券の発行に関すること。
- (3) 庁内取締りに関すること。

- (4) 議会に關すること。
- (5) 重要経伺文書の審査に關すること。
- (6) 文書事務に關すること。
- (7) 局例規集の編さん、加除及び貸与に關すること。
- (8) 組織の管理に關すること。
- (9) 広報及び広聴の取りまとめに關すること。
- (10) 市民とのパートナーシップによる事業推進に向けた広聴事務に關すること。
- (11) 局内誌に關すること。
- (12) 訴訟及び調停に關すること。
- (13) 職員の提案に關すること。
- (14) 内部監査に關すること。
- (15) 広告の取扱いに關すること。
- (16) 外郭団体の在り方に関すること。
- (17) 協力会に關すること。
- (18) 京都市自転車放置防止条例による自転車の撤去、保管及び返還並びにこれに付隨する業務の実施に關すること。
- (19) 電子計算機構の全体計画の策定及び推進に關すること。
- (20) ホストコンピューターの運用管理に關すること。
- (21) ホームページの運用管理に關すること。
- (22) 他の部及び室、部内他の課の主管に屬しないこと。

第8条総務課の項の次に次の1項を加える。

企画課

- (1) 経営健全化計画の実施状況の総括に關すること。

- (2) 事務事業の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 交通行政に係る連絡及び調整に関すること。ただし、他の部及び室の所管に関するることを除く。
- (4) 経営分析に関すること。
- (5) 公営交通の在り方に関すること。
- (6) 運賃制度に関すること。
- (7) お客様ニーズの把握及び分析に関すること。
- (8) 旅客の流動状況の調査及び分析に関すること。
- (9) 旅客誘致対策並びに增收対策に係る事業計画の策定及び推進に関すること。
- (10) 事業統計の統括に関すること。
- (11) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関すること。
- (12) 協力会関連事業部に係る事務事業における連絡及び調整に関すること。
- (13) 小型バス・乗合タクシー代替モデル実証実験に係る業務の統括に関すること。
- (14) I C カード導入推進の総括に関すること。
- (15) スルッとKANSAI協議会との連絡及び調整に関すること。ただし、他の部及び室の所管に関するることを除く。

第8条財務課の項中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 用地の高度利用に関すること。

第9条運輸課の項中第24号を同項第25号とし、第8号から第23号までを1項ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 運転計画の変更等に係る検証、調査及び分析に関すること。

第12条中お客様サービス推進プロジェクトチームの項及び路線再編プロジェクトチームの項を削る。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)